

栃木県観光振興財源検討会議設置要綱

（設置）

第1条 栃木県における観光の質の向上と持続可能な観光地づくりの推進に向け、現在及び将来を見据えた課題に対応するための広域的な観光振興策や新たな観光振興財源の確保について検討するため、栃木県観光振興財源検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討会議は、次の事項を所掌する。

- （1）広域的な観光振興策に関すること。
- （2）観光振興策を実施するにあたり必要となる新たな観光振興財源に関すること。
- （3）その他検討会議の設置目的に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 検討会議は、委員20名程度をもって組織する。

- 2 検討会議の委員は、学識経験のある者、観光関係団体に属する者、地域の観光事業に携わる者、市町職員の者等のうちから知事が委嘱する。
- 3 前項の委員の任期は、委嘱の日から令和9（2027）年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長）

第4条 検討会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 検討会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、検討会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 3 検討会議での議論に必要な観光地の実情等の確認を目的として、検討会議とは別に、地域の観光事業者や市町等と観光地の課題や必要な観光振興策等を話し合う意見交換の場を設けることができる。

（庶務）

第6条 検討会議（前条第3項の意見交換の場を含む）の庶務は、産業労働観光部観光交流課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8（2026）年6月11日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱施行後の最初の検討会議は知事が招集する。